



平成 27 年 7 月 30 日

各 位

上場会社名	東邦瓦斯株式会社
本社所在地	名古屋市熱田区桜田町19番18号
代表者	代表取締役社長 安井香一
コード番号	9533
上場取引所	東京・名古屋 第1部
問合せ先	執行役員企画部長 児玉光裕
	TEL 052 (872) 9314

ガス料金の改定および標準熱量の引下げについて

当社は、本日、経済産業大臣に対し、本年9月1日から、供給ガスの標準熱量を45MJ/m³に変更するとともに、供給約款・選択約款をあわせた小口部門の料金を現行に比べて平均1.57%引き下げることを主要内容とする供給約款等の変更を届出いたしました。

1. ガス料金の改定について

当社はこれまで、経営効率化の成果をお客さまに還元させていただくため、数年ごとにガス料金の改定を実施してまいりました。今回の料金改定も、前回改定（平成24年4月）以降の経営効率化の成果と今後のさらなる効率化努力等を織り込んで実施するものです。

これにより、標準家庭^{※1}における改定後の料金は6,704円（税込）となり、現行料金の6,926円（税込）と比べて月額で222円の引下げとなります^{※2}。

※1 家庭用における平均的なガス使用量（31 m³/月）のお客さま

※2 供給約款料金をご利用の場合（平成27年1～3月期の平均原料価格に基づき算定）

2. 標準熱量の引下げについて

料金改定と同日を実施日として、供給ガスの標準熱量を現行の46.04655MJ/m³から45MJ/m³に引き下げます。これは、都市ガスの主な原料である液化天然ガス（LNG）が低熱量化の傾向にある中で、原料調達先の多様化などへ対応するためのものです。

家庭用のお客さまがご使用中のガス機器については、熱量引下げ後もこれまでどおりご使用いただけます。工業用、業務用のお客さまがご使用中のガス機器の一部では、機器の調整が必要となるため、対象となるお客さまへは当社から個別にご連絡し、事前に調整作業を実施しております。

当社は今後とも、経営全般にわたる効率化に取り組むとともに、安定供給と安全・安心の確保、サービスの向上に努め、お客さま、地域社会をはじめ関係者の皆さまの信頼に応えてまいります。

以 上